

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 17 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）		開会 9 時 59 分		閉会 10 時 29 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田				事務局	竹谷事務局長
		議長、副議長					菊田副主幹
欠席委員							藤井書記
説明員		別紙のとおり					
議件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 平成 28 年度一般会計補正予算について						
	2 その他について						
	なし。						
	3 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総 務 文 教 常 任 委 員 長 関 藤 龍 也 ㊞						

平成28年9月28日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉
滝川市教育委員会教育長 山 崎 猛

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成28年9月20日付け滝議第84号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

建設部土木課長	山 崎 智 弘
建設部土木課長補佐	近 藤 誕 樹

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部教育部長	田 中 嘉 樹
教育部社会教育課長	景 由 隆 寛
教育部社会教育課長補佐	吉 住 晴 美

(総務部総務課総務係)

第17回 総務文教常任委員会

日 時 平成28年10月 3 日(月)
午前10時00分～
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《教育部》

（1）平成28年度一般会計補正予算について

（資料）社会教育課

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第17回 総務文教常任委員会

H28.10.3 (月)10:00～

第一委員会室

開 会 9:59

委員長 ただいまから第17回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては全員出席、正副議長の出席をいただいております。傍聴としまして、館内議員、山本議員、井上議員、木下議員、東元議員が出席しております。報道関係はプレス空知の傍聴を許可しております。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。こちらは議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは(1)、平成28年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(1) 平成28年度一般会計補正予算について

景由課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

渡 邊 札幌開発建設部との協議の経緯や内容を伺います。また、団体とどのような協議をされて、団体は納得されたのかどうか伺います。

景由課長 現状、今回の災害でバックネット等について撤去が間に合わなかったということがございまして、これについては深くおわび申し上げたいと思います。今回の災害におきましては、滝川市では流された工作物はありませんが、他の市町村では流され、排水機場に迷惑をかけたという事例があるということで、今回、滝川市においても厳しい指導を受けたということでございます。それを受けまして、今後の対応を重要視し、実際にご利用いただく方にご不便をおかけすることは問題ですので、利用者の方とも協議させていただきました。要望としては、6面全て使えるほうが多いという話が多くありましたが、実際に撤去する作業や利用者が減少しているという状況を踏まえますと、利用団体の方でも作業を迅速に行うということが不可能だということもございまして、折り合う中では3面を試合用、3面を練習用とし、工作物の絶対量を少なくするというところで協議させていただきました。

渡 邊 このような緑地帯や体育施設を含めてですが、許可を受けて体育協会が管理を行っているのか、災害のときの撤去等を含めて計画はあるのか伺います。

景由課長 許可を受ける上で撤去計画は必須となっておりますので、提出させていただいております。

渡 邊 何回も水がついている場所であり、今回このような厳しい指導を受けるということに対して何らかの対応が不足していたかと思うのですが、この点についてはどのような考えをお持ちですか。

景由課長 申請をさせていただいている工作物と、現状の工作物との間に差異が生じてきていたところについては、教育委員会で把握しきれていなかった部分があるという認識でございます。その点については、深くおわび申し上げたいと思います。

委員長 ほかに質疑ございますか。

柴 田 例えば、空知川の駐車場を整備した後に、開発局の指導が変わったと。担当者

が変わると考え方も変わったという案件もありますし、今回も今までずっとこのような現状において使用されていたのです。それが今回の災害によって開発局側の考え方が非常にシビアになったということですが、やはり教育行政の一環です。この河川敷利用によって、これまで市民の皆様の力も得ながら整備をし、先ほど競技人口が減っているとありましたが、競技人口は減っているけれども、使用状況は必ずしも大きく低下はしていないのが現状です。今、このような取り扱いをしていくと、今後、全道大会の招致やいろいろなことに支障が出てきてしまうこともあります。これは決まりなのか、それとも練習用の部分も今後、開発局との話の中で、ある程度従前の活用に近い形で使用が可能になるのか、そこら辺の見通しはどうかお聞きします。

田中部長

ここは今現在も全道大会で必ず使うところとして、例えばそういう競技団体からは、道内でもここは有数の場所であるという評価を受けていると聞いております。ですから、教育委員会としましては従前どおり使いたいのはもちろんです。しかしながら、先ほど課長からも申し上げましたとおり、河川事務所からは法律論を楯にとられ、我々はそれ以上どうしようもできないという思いがあり、河川の流れを邪魔しない範囲で使いなさいということですから、今回のような雨が降った場合は全て撤去しなければならないのです。ですから、6面を全て仮に復旧したとしても、次に大雨が降った場合に自力で撤去できるのかというところを考えたときには、これは難しいということで、最大の範囲が3面だったわけです。残り3面は練習用ということでございます。仮に試合のときだけ使うことで、持ち運びができるものであれば、利用することは可能であろうと思いますけども、従前のようにつくってしまうことは、河川を許可するほうとしましては認められないということです。我々は将来的には6面全て使っていきたいという思いがありますが、範囲の中でと考えざるを得ないと思っております。恐らく柴田委員も私も考えとしては同じだと思います。しかし、法の中での運用と考えれば、おのずと制約があるところでございます。

柴 田

このような補正の内容については何ら申し上げることはないが、やはり教育委員会として方針を持つべきだと思うのです。関係者の声もしっかり拾いながら、今のお話としてはこういった8月の水害のもとでの扱いということで、開発局側も非常にピリピリしている部分があるだろうけども、やはり協議によっていい方向に向いていく可能性もあると思うので、あくまでもこれは今回の災害による非常時の考え方として、この協議内容になったということで我々としては押さえないと、これで終わりだという話になると、団体や利用者の皆様に説明不足になりかねないので、そこら辺はもう一度部長にお聞きしますが、思いがある、ないということではなくて、計画をしっかりとつくりかなければならないと思うのです。例えば、移動可能なものがあるのであればと言いますが、それを協議団体のほうに任せてしまっただけでは、このような非常時に対応できないのです。やはり、教育委員会としてここを重要施設として、万が一のときには移動できるような整備などについても今後検討していく考えがあるのかもう一度お聞きします。

田中部長

今の段階では、非常にお答えしづらい内容だと思います。というのは、当然競技団体で移動はできないとなると教育委員会で行わなければならない、そうするとそこには当然費用が発生してきます。ですから、その費用の問題をどうするのか議論を内部でしっかり行わないと、今ここでわかりましたというわけに

はいきませんので、今はご意見として承りまして、相手のあることですから今すぐにとはなかなか言えない状況ではありますが、これは内部で時間をかけて検討したいと思います。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

今回の被災内容ですが、償還時の交付税措置が47.5パーセントで、これまでは例えば林道ですとかそういったものが恐らく90パーセント以上の交付税措置だったと思うのですが、今回は災害復旧事業債の中でランクがあるのか、それとも指定がされないということなのか、この制度がどういったものかお聞きします。それと、今議論がされていた関係ですが、今後移動可能なものに変更することを確約して復旧整備するということですよ。もし来年同じような災害が起きたときに、移動可能な状態でなかったとすれば、それは札幌開発建設部との約束を果たせないことになる。それはまずいというような話なのか、今回は練習用のほうの撤去だけで、試合用についてはせっぱ詰まった話し合いをしているのかどうか伺います。

景由課長

起債につきましては、財政課で財源対策をしていただきましたが、47.5パーセントというのは単独で自治体が行う災害復旧に対する交付税措置率とお聞きしております。国の補助があるメニューの災害復旧については90パーセントということです。移動可能なものに変更することでの協議でございますが、練習用の部分については撤去するのは問題ないと。試合用につきましても、撤去可能なものに変更をする、設置場所を変える、ということであれば可能だということでございますけれども、改修するまでの間に災害があったらとのご質問かと思いますが、その間において水が入ってきて撤去が間に合わなかったとなれば、それはやむを得ないというお話をさせていただきますが、それを2年、3年と放置することにはならないということでございます。

清水

資料の写真にある説明に、設置場所等を見直しと記載されていますが、バックネット等ここに書かれているものは設置場所が決まっているものですよ。ですから、この等の中に実際に行われる内容が含まれていると思うのです。等というのは、分離して重機を入れなくても短時間に動かせるようなものにつくり直す内容だと受け取っていいのでしょうか。

景由課長

記載不足で申し訳ございませんでした。設置場所等につきましては、現状は移動可能なバックネットの横に、固定されているネットがあったりですとか、防球ネットが張ってあったりということがありまして、そういったものについて、撤去するという内容でございます。

清水

今の話だと既にあるものは分割すれば、例えばトラックで運び出せるようなものと聞こえたのですが、そういったものではないと。分割しても大きく持ち出せないものがあるので、設計変更する必要があるものが出てくると受け取ったのですが、そうではないということであれば、今回も撤去できたであろうし、いわゆる設備を設計変更しなくても、移動費用さえだせばこれまでもこれからもできるものなのではないでしょうか。

景由課長

バックネットに関しては移動可能なものが中心としてあります。そのほかに時間をかければ撤去ができますが、地面に固定していて簡単には撤去できない状況のものもあります。そういった状況かつ雨が降ったときには、砂利道があって重機が入って行ける範囲が狭まるということで、雨が降っている状況でも重機が入って行って、撤去できる範囲に工作物を設置することを基本にする変更

委員長
副委員長

景由課長

現時点では、まだ推測になる部分もございますが、現状間違いなく来年度予定どおりのオープンができるコースは3コースと聞いております。今後のオーバーシードなどの状況によりますが、一部オープン時期をずらさざるを得ないという判断が出てくる可能性がございます。これについては、10月の中旬には状況がはっきりしてくるということで、その時期に判断して来年度のオープンについての周知をさせていただきたいと思っております。

委員長

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

委員長

(なしの声あり)

委員長

(なしの声あり)

委員長

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、これをもちまして第17回総務文教常任委員会を閉会いたします。

- 4 -